



HOUSE PLUS

試験結果は以下のとおりであることを証明する。
平成24年2月3日

受付日：平成23年11月28日
受付番号：HP11-KT124

性能試験成績証

東京都港区芝5丁目
徳栄ビル本館2階
ハウスプラス確認検査株式会社
代表取締役社長 柳澤恒雄



1. 火打ち材名称	クリビス止め火打金物Ⅱ KHBⅡ
2. 試験依頼者	株式会社 栗山百造 〒955-0096 新潟県三条市井戸場84-9
3. 目的	当該火打ち材を設けた水平構面隅角部のモーメント変形角関係を明らかにし、その完全弾塑性モデルによる構造特性値及び短期基準モーメントを算定する。
4. 試験内容	火打ち材接合部の面内せん断試験 なお、準拠する試験方法・評価方法は、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」*による。 ※(財)日本住宅・木材技術センター発行(平成18年11月版)
5. 試験体仕様	<p>1) 火打ち材</p> <p>「クリビス止め火打金物Ⅱ KHBⅡ」 材 質: SGHC*1 (JIS G 3302*2) 外形寸法: 幅65mm×高さ30mm×有効長さ848.5mm (踏張り長さ600mm 接合具取付孔4-φ7.4mm×2) 板厚: 2.0mm 表面処理: 溶融亜鉛めっきZ27</p> <p>2) 接合具</p> <p>「クリスパイラルビス」4本×2 材 質: SWCH18A (JIS G 3507-2*3) 寸 法: 頭径φ11mm 頭厚3.8mm 胴部根元径φ7mm ネジ部の山径φ6.9mm 長さ65mm ネジ部の長さ50mm 3#四角穴付 表面処理: ダクロタイト処理</p> <p>4) 軸組材料</p> <p>横架材(加力梁): ペイマツ無等級材 105mm×150mm 含水率: 13.5~14.5% 絶乾密度: 0.43~0.45g/cm³</p> <p>横架材(支持梁): ペイマツ無等級材 105mm×150mm 含水率: 13.5~15.0% 絶乾密度: 0.41~0.48g/cm³</p> <p>横架材相互の: 大入れ蟻掛け(機械プレカット加工)の上、羽子板ボルトSB・E*4、 接合方法 M12ボルト・ナット*4及び角座金W4.5×40*4を用いて緊結</p> <p>*1 市販品はSGHC又はSGCC *2 JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 *3 JIS G 3507-2 冷間圧造用炭素鋼-第2部:線 *4 Zマーク規格品</p>
6. 試験条件等	<ul style="list-style-type: none"> 試験体の固定は、支持梁で行い、支持梁材芯と加力梁材芯の交点から150mmの位置及び978.75mmの位置とした。 固定方法は、M16ボルト(孔径φ18mm)及び角座金W15×100を用いて鋼製ブロック(設置面寸法:100mm×150mm)を介し、試験装置に支持梁を強固に固定した。 加力点位置は、支持梁材芯と加力梁材芯の交点から加力梁上側978.75mmの位置とした。
7. 試験結果	<p><引張加力試験結果> 基準剛性 K 1675 [kN・m/rad] 降伏点変形角 γ_{ov} 8.4 [rad×10⁻³] 終局変形角 γ_{ou} 40.4 [rad×10⁻³] 短期基準モーメント M_{0t} 8.6 [kN・m]</p> <p><圧縮加力試験結果> 基準剛性 K 2623 [kN・m/rad] 降伏点変形角 γ_{ov} 3.7 [rad×10⁻³] 終局変形角 γ_{ou} 34.3 [rad×10⁻³] 短期基準モーメント M_{0c} 8.6 [kN・m] (詳細については性能試験報告書に示す)</p>
8. 試験場所	ハウスプラス確認検査株式会社 横浜試験研究センター 〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-24
9. 試験実施日	平成23年12月8日
10. 試験実施担当者	ハウスプラス確認検査株式会社 評定部 上杉義則 道場 信義 千葉 博 加川 啓介

この接合部性能試験成績証を転載するときは、必ず全文を記載してください。

評 定 書

株式会社栗山百造

代表取締役社長 栗山 百次郎 様

平成23年11月28日付で申請を承諾した下記の構造方法について、別紙評定報告書に基づき構造耐力上支障ないものと判断し評定する。

平成24年2月27日

ハウスプラス確認検査株式会社

代表取締役 柳澤 恒雄



記

1. 構造方法

踏ん張り長さ 600mm、板厚さ 2mm、溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3302)、
「クリビス止め火打ち金物Ⅱ KHBⅡ」/径φ7.0mm、長さ L=65mm「クリスパイラ
ルビス」×8本/ビス留め仕様/木造軸組工法火打ち材

2. 評定事項

- ①建築基準法施行令第46条第3項に示す「火打ち材」であること
- ②住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく平成13年国土交通省告示第1347号(最終改正平成19年国土交通省告示第1522号)評価方法基準1-1(3)ホ③表(15)「断面の短辺が90mm以上の製材」及び鋼製火打ちと同等以上の構造性能を有すること
- ③当該火打ち材を設けた水平構面の隅角部に対する構造性能評定

3. 評定結果

- ①建築基準法施行令第46条第3項に示す「火打ち材」である。
- ②住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく平成13年国土交通省告示第1347号(最終改正平成19年国土交通省告示第1522号)評価方法基準1-1(3)ホ③表(15)「断面の短辺が90mm以上の製材」及び鋼製火打ちと同等以上の構造性能を有する。
- ③当該火打ち材を設けた水平構面の隅角部は以下の構造性能値を有する。
 - a. 回転剛性 K_{θ} : 1570(kN·m/rad)
 - b. 降伏変形角 θ_v : 6.90(rad×10⁻³)
 - c. 終局変形角 θ_u : 35.50(rad×10⁻³)

ただし、当該火打ち材の品質管理については本評定の範囲外とする。